

令和6年度第1回

埼玉県電気機械器具製造業
最低賃金専門部会

令和7年3月4日(火)

埼玉労働局労働基準部賃金室

令和6年度 第1回 埼玉県電気機械器具製造業
最低工賃専門部会議事録

1 日 時 令和7年3月4日(火) 午前9時30分～午後0時18分

2 場 所 埼玉労働局 15階大会議室

3 出席者 公益代表委員 金井委員 金子委員 鈴木委員
家内労働者代表委員 近藤委員 西牧委員 矢島委員
委託者代表委員 加藤委員 染谷委員 廣澤委員

4 議事録

賃金室長

ただいまから、令和6年度第1回埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきます。

まず、定足数の確認をいたします。本日、公益代表委員3名、家内労働者代表委員3名、委託者代表委員3名、合計9名が出席されております。地方労働審議会令第8条第1項に定める定足数を満たしていることから、本専門部会は有効に成立していることを報告いたします。

また、本専門部会の開催については、傍聴希望の募集を併せて公示しており、また、埼玉労働局のホームページにも掲載しておりましたが、傍聴希望はなかったことを報告いたします。

続いて、労働基準部長の稲葉より御挨拶を申し上げます。

労働基準部長

皆さん、おはようございます。基準部長の稲葉でございます。

まず、皆様方には、日頃から労働基準行政の推進に格別の御尽力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

現在、埼玉県内には5つの最低工賃がございます。本日御審議いただきます電気、それから革靴、足袋、縫製、紙加工品と5つございます。

本日御審議いただきます電気でございますが、最後の改正が平成18年、その後、今日に至るまで、埼玉県最低賃金が大幅に上昇し、また、近年、物価も大きく上がっているところでございます。そういった状況を踏まえまして、今回の改正諮問に至ったわけでございますが、そういう中での御審議ということで、非常に難しい点が多くあるかと思えます。本日は、ぜひ真摯な議論を十分尽くしていただき、

部会報告の取りまとめに御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

私からは以上でございます。

賃金室長

続いて、専門部会委員の皆様の御紹介ですが、委員名簿の配付をもって、御紹介に代えさせていただきます。

配付資料をお手元にお配りしております。内容については、後ほど説明いたします。

それでは、議事に入ります。

1つ目の議題は、部会長及び部会長代理の選出についてです。

部会長は、地方労働審議会令第6条第4項において、公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、委員及び臨時委員が選挙すると規定されております。

この会議に先立って、公益代表委員の皆様に御協議いただいたところ、部会長には鈴木委員が推薦されました。公益代表委員の皆様による御推薦のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。それでは、以降の議事進行は、鈴木部会長にお願いいたします。

部会長（鈴木委員）おはようございます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。部会長に選出されました鈴木と申します。以後の進行を引き継ぎますので、よろしくお願いいたします。

部会長の選出に続きまして、部会長代理の選出を行います。部会長代理については、地方労働審議会令第6条第6項において、公益を代表する委員または臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名すると規定されています。今回は金井委員に部会長代理をお願いしたいのですが、金井委員、よろしいでしょうか。

部会長代理（金井委員）はい、よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございます。

続きまして、2つ目の議題に移ります。最低工賃専門部会運営規程についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

配付資料の資料4を御用意ください。

埼玉には5つの最低工賃が設定されておりますが、そのうち、本日

開催の埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会は、平成18年以来、19年ぶりの開催となります。埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会について、他の4つの最低工賃専門部会と同様の運営規程を定めることとし、お手元の資料4のとおり、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程を定めることとしてよろしいか、お伺いいたします。

部会長

今の説明を受けまして、何か質問はございますか。特にございませんか。

それでは、事務局（案）のとおり、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程を定めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

部会長

では、資料4の（案）を消してください。

議題3に移ります。埼玉県電気機械器具製造業最低工賃改正決定について、審議を進めたいと思います。

本専門部会は、原則どおり、会議は公開とします。ただし、公益、家内労働者、委託者の3者がそろって議論する場面については、議事録を作成の上、公開しますが、個別協議中は議事録を作成いたしません。本専門部会の議事録の確認者ですが、公益代表は私が、家内労働者委員は矢島委員、委託者委員は廣澤委員に、それぞれお願いいたします。

続きまして、配付資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官

それでは、事務局から配付資料の説明をさせていただきます。

お手持ちの資料の資料1ですが、これは埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿になります。

続きまして、資料2ですが、こちらは、関係法令として、家内労働法及び地方労働審議会令の規定のうち、最低工賃の改正に関する条文を抜き出したものになります。

資料3は、埼玉地方労働審議会運営規程になります。

資料4は、先ほど御審議いただいて（案）が取れた埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程でございます。

資料5は、厚生労働本省から示された第14次最低工賃新設・改正計画になります。これは、令和4年度を初年度とする3か年計画で、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃については、令和6年度中に改正手続を行う計画としており、本日、委員の皆様には審議いただくこととなります。なお、資料5の3ページ目の横表中、埼玉のところに、機械の「機」の字を使った「電機機械器具」とありますが、これは誤り

で、最低工賃としての正しい名称は、気持ちの「気」の字を使った「電気機械器具」となります。

資料 6 は、最低工賃改正手続の流れの概念図になります。

資料 7 は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃改正決定諮問文(写)になります。家内労働法第 13 条第 1 項では、最低工賃について、最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないとされているところ、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃については、最終改正された平成 18 年から 19 年経過しており、その間、埼玉県最低賃金が大幅に引き上げられていることを踏まえて、改正について、埼玉地方労働審議会に諮問したものです。

資料 8 は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃の適用事業所数及び適用家内労働者数の推移になります。これは後ほど触れさせていただく資料 17 の埼玉労働局労働基準部賃金室が実施した家内労働実態調査の結果によるもので、平成 18 年度の調査では、最低工賃で設定する工程に係る業務を委託している委託者は 10 社、最低工賃で設定する工程に係る業務を行っている家内労働者は 145 名でした。平成 29 年度の調査では 2 社、8 名まで減少しましたが、令和 6 年度の調査では 7 社、49 名という結果でした。

資料 9 は、埼玉県の電気機械器具製造業における労働者の賃金水準になります。

資料 10 は、埼玉県の電気機械器具製造業の事務所数、従業者数等の推移になります。従業者 4 人以上の事業所を対象とした埼玉県工業統計調査の結果から、県内の電気機械器具製造業の事務所数、従業者数、現金給与額、原材料使用額等、製造品出荷額等を平成 15 年以降の分を 5 年ごとにまとめたものです。令和 5 年のデータについては、工業統計調査が経済構造実態調査に統合され、全事業所が対象となった数値となっています。

資料 11 は、現行の埼玉県電気機械器具製造業最低工賃です。前回改正は平成 18 年でございます。長い間、改正がなかったのは、この後説明する家内労働実態調査の結果から、改正の必要性がないものと判断されたためです。

資料 12 は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃の額の推移になります。

資料 13 は、電気機械器具製造業関係最低工賃の都道府県労働局別決定状況を埼玉局賃金室において取りまとめたものになります。電気機械器具製造業関係の最低工賃は、北は青森労働局から南は鹿児島労働局まで数えますと、25 都県の労働局において設定されています。直近では、岡山労働局において、令和 7 年 3 月 3 日に改正がなされたところです。一方、当局を含む 6 労働局においては、平成 10 年代から改正されていない状況が続いています。

資料13の3ページに埼玉局の当該最低工賃を掲載しており、品目のリード線は青色に、トランスは赤色に、電気部品は緑色に、印刷回路基板は黄色に、それぞれ塗り潰しています。これと同一とは限りませんが、類似と考えられる他局の工賃には同じ色で塗り潰しをしています。

資料14は、資料5で触れさせていただいた現行の第14次最低工賃新設・改正計画期間である令和4年4月以降における電気機械器具製造業関係最低工賃の都道府県労働局別改正状況を埼玉局賃金室において取りまとめたものになります。

資料15は、埼玉県の最低賃金と消費者物価指数（さいたま市）の推移です。表が太線で大きく4列に分かれておりますが、一番左が地域別最低賃金である埼玉県最低賃金の推移、その右が今回御審議いただく埼玉県電気機械器具製造業最低工賃と類似の業務に従事する労働者に適用される特定最低賃金である埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の推移、その右が消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、さいたま市）の推移。一番右が消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均、さいたま市）の推移をまとめたものです。それぞれ平成18年を基準として、100とした指数を表示しています。埼玉県最低賃金は56.9%、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は39.9%、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合、さいたま市）は15.9%、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均、さいたま市）は28.0%、それぞれ平成18年基準で令和6年の数値を見ると上昇しています。

なお、令和6年7月25日付けの中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）の別紙で示された令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解において、「今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある」とされ、その後に開催された埼玉地方最低賃金審議会においては、これに対応する資料として、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均、さいたま市）が使用されたところですので、これらを鑑み、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均、さいたま市）の推移についても、本専門部会の資料のデータとして掲載させていただいた次第です。

資料16は、消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類、年平均、さいたま市）の推移で、頻繁に購入する品目を含む中分類の

加重平均は事務局において算出したものになりますが、これを算出した過程を明らかにすべく示した資料になります。また、資料16の裏面には、参考として、頻繁に購入する品目にどのような品目が指定されているのかを示させていただいております。

資料17は、埼玉県電気機械器具製造業家内労働実態調査報告書です。これは埼玉労働局労働基準部賃金室により、本年度に実施させていただいた埼玉県電気機械器具製造業における家内労働実態調査の結果をまとめたものになります。家内労働実態調査というのは、埼玉労働局が設定している5つの最低工賃について、適用される家内労働を行っている家内労働者及びその作業を委託している委託業者の数や、実際に支払われている工賃の状況などを把握するために実施しているものです。

資料18は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃の適用業務における工賃の設定状況です。先ほどの資料17の家内労働実態調査の委託者側の調査結果から、実際に支払われている工賃の状況を表にまとめたものです。表のうち、0%という列があります。この列の各枠の上段に青字で記された数字は、現行の最低工賃額について、円を単位として小数表示したものになります。一番上の行のパーセントは現行の最低工賃額から見て何%高いのかを表しています。各枠の下段に赤字で記された数字は、上段で記された工賃額で工賃が支払われている家内労働者の人数になります。例えば、上から2番目、品目がリード線、工程がハンダ付けの場合は、2.80の表示の下に赤字で30、また、5.00の表示の下に赤字で1と記しています。これは当該品目・工程・規格について、現行の最低工賃である1点につき2円6.2銭よりも7%高い2円80銭で委託を受けている家内労働者が30名おり、また、91%高い5円で委託を受けている家内労働者が1名いることを表しています。水色で塗り潰した部分は、実際に支払われている工賃の最低額までの範囲を表しています。例えば一番上、品目がリード線、工程が穴通しの場合は、43%の最低工賃の引上げまでは影響はないものの、43%を超える引上げだと、現在の支払工賃を上げなければならないということになります。なお、資料18には赤い線を縦に4本引いております。この4本の赤線は、先ほど資料15で、埼玉県最低賃金は56.9%、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は39.9%、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合、さいたま市)は15.9%、消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均、さいたま市)は28.0%、それぞれ平成18年基準で令和6年の数値を見ると上昇している旨を説明いたしましたが、この4つの上昇率を御審議に至っての参考としまして、4本の線として引いたものになります。なお、令和6年度の家内労働実態調査では、現行の最低工賃に満たない回答は

ありませんでしたが、参考として配付しました令和2年度の家内労働実態調査では、現行の最低工賃に満たない回答がありました。

資料の説明は以上でございます。

また、この後の御審議で改正金額について結論に至った場合、その発効日について、法定どおり、つまり、官報公示の30日後とするか、あるいは指定日発効とするのかについても、併せて御審議いただきたく、お願いいたします。

なお、本日、答申をいただき、その後、異議申出がなかった場合、法定どおりでの発効日は5月中旬頃となる見込みです。ただし、官報公示の手續の都合上、予定より遅れることがあります。

以上です。

部会長 ありがとうございます。ただいまの事務局説明について、質問などございますか。

廣澤委員 1点、よろしいですか。

部会長 はい、お願いします。

廣澤委員 前回の改正が平成18年で、それ以降は対象者が少ないということで改定を見送ってきたということですが、そのような中、今回も特段増えていないのに、改定する理由は何でしょうか。

専門監督官 今回改定する理由としましては、昨今、最低賃金が大きく上がってきているというところでございます。今のまま、この最低工賃を残してしまうと、この最低工賃さえ払えばいいのではないかということになりかねない。要は、実際はこれよりも多く払っている委託者も多い中で、逆に低い金額を設定する方向になりかねないのではないかという考えもございまして、最低賃金が大きく上がってきた影響で、世の中の工賃自体も上がってきているところもあると思うんですけれども、そこらを踏まえて、今回、改正の御審議をいただきたいと思っております。

廣澤委員 ありがとうございます。確かにそう思いますが地域別最賃が今年急に上がったというわけではなく、ここ数年上がってきていることを踏まえると、今のご説明では納得感に欠けるのですが。

賃金室長 18年よりも後に関しては、家内労働実態調査自体は、3年ないし4年ごとに実施しております。その結果、前回調査と比較して、実際に支払われている工賃があまり上がっていないとか、あるいは人数が

少ないという状況もあって、その都度、地方労働審議会の方に報告いたしまして、今回は引上げの諮問をしないこととしてよろしいかということでした承をいただいているところです。

今回に関しては、前回の家内労働実態調査が令和2年でございました。特に地域別最低賃金が上がってきたところは、令和3年以降から、ぐぐっと引上げが大きくなってきているところでございます。そういった状況を鑑みまして、人数自体がすごく増えているとか、そういう状況はないんですけれども、このままにしておくときぼりになってしまうだろうというところで、最低賃金の引上げに合わせて、今回は引上げたほうがよろしいのではないかというところで諮問させていただいたという事情です。

部会長 廣澤委員、よろしいでしょうか。

廣澤委員 はい。先ほど、最賃を意識した引上げであるのご説明をいただきました。そのことが今回の背景なので、これまでのように、人数が少ないから引上げの必要性はないという選択肢はないという認識でよろしいでしょうか。

部会長 そうですね、家内労働法の第13条の1項の説明もありましたが、最低工賃については、やはり最低賃金との均衡を考慮するというのが一義的にあります。実際、工賃も上がっている局面にある中、やはり金額の検討が必要かなというのが個人的な見解です。

廣澤委員 あえて、確認をさせていただきました。

賃金室長 ありがとうございます。

部会長 ほかに御質問ございますか。
近藤委員、お願いします。

近藤委員 資料5で、第14次の最低工賃の改正計画について御説明いただきましたが、今のお話も踏まえると、また3年後に見直すかどうかの審議が地方労働審議会で行われると思っていればよいのでしょうか。また次の改正まで何十年間が空く可能性があるのか、今回、どこまで想定して審議させてもらえばいいのかというのがちょっと迷いましたので。

賃金室長 家内労働実態調査については、この改正計画に合わせてやっておりますので、次回のこの計画の中で改正の年度になりましたら、家内労働実態調査を行います。その結果を見て、改正を諮問するかどうかと

いうところは、家内労働実態調査の結果を報告することと併せて、地方労働審議会に報告して、御了承いただいた上で諮問するのかわからないのかというところは、都度、御了承いただいているというところでございますので、次回も同じようにしてまいります。

部会長 近藤委員、よろしいですか。

近藤委員 はい。

部会長 ほかに質問ございますか。

近藤委員 あと1点、すごい細かいところで申し訳ないのですが、今回、いろいろな面で平成18年を基準にされていますが、前回の更新時期が平成18年9月となっており、平成18年度の最低賃金を考慮した審議だったのかどうかというのが不明です。9月の段階だとまだ改正されていないので、多分、平成17年度最低賃金が一般的には適用されていたタイミングであったと思うのですが、平成18年度の最低賃金が10月1日更新だったかどうかとも分らないのですが、いかがでしょうか。ただ、あまり差はないと思っています、平成17年、18年で2円とか3円ぐらいしか最低賃金も上がっていませんので、そこまで大きな論議ではないと思います。要は今年の状況をどこまで踏まえるべきなのか少し気になっていまして、それは審議的にはどうなのですか。

賃金室長 今年というのは、令和7年をおっしゃっているのですか。

近藤委員 今回は令和6年度の最低工賃なので令和6年度までを踏まえるということですか。

賃金室長 はい。18年でいきますと、9月の時期というのは、発効はしておりませんが、決定自体はしているので、そこは踏まえて議論はされているはずです。

近藤委員 なるほど、分かりました。では、その都度の見えているもので審議をします。

賃金室長 はい。

部会長 ありがとうございます。ほかに質問はよろしいでしょうか。

それでは、本日、可能であれば、部会長報告をまとめるところまで進めていきたいと考えております。限りある時間で恐縮ではございま

すけれども、円滑な審議に格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年11月26日に開催されました埼玉地方労働審議会におきまして、調査審議を求める労働局長からの諮問がなされたことを受けて、関係家内労働者及び関係委託者に対して、意見の提出を求める公示を行っていますが、意見の提出はありましたか。

専門監督官

意見聴取については、令和6年11月26日から令和6年12月13日までの間、掲示場に掲示することにより公示を行い、また、労働局のウェブサイトに掲載いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

部会長

ありがとうございます。

続きまして、本日の協議形式を確認したいと思います。まずは全体協議をスタートしまして、行けるところまで行ってから個別協議に移行するという進め方でよろしいでしょうか。

それでは、全体協議から始めたいと思います。

まず初めに、電気機械器具製造業の業界につきまして、共通理解を深めるため、染谷委員から、業界の状況についてお話させていただきます。

染谷委員

はい、分かりました。染谷電子の染谷と申します。トランスという電気部品の製造販売を行っております。よろしくお願いいたします。

最初に、業界の状況を御説明する前に、簡単にですけれども、今回、検討のテーマに上がっている工程、作業の概要というか、今回どんなものを議論しなければいけないのかというのを、私も全てがうちの業界で関係している部分でもないの、分かる範囲という形になってしまいますけれども、簡単に御説明したいと思います。(以下、実物を用いて染谷委員が説明)

今回、全部で4品目、工程が6工程あると思うんですけれども、リード線というものは、御存じの方もいらっしゃると思うんですけれども、こういったひもというか、線になります。リード線のところで言われている工程の1つ目、穴通しというのは、おそらくというか、これはリード線ではないんですけれども、同じような機能を果たすもので、こういった部品がございます。これは、ただただ、それぞれの端子同士、リード線同士がぶらぶら動く状態だと、接触してしまつて非常に危険だということがあって、ある一定の間隔を空けた状態に固定することを目的として、わざわざ、金具を紙に固定する形を取っています。リード線の穴通しというのは、端子板と言われる、現物とは違うんですけれども、こういったペーパー状のものに穴が2か所開いていまして、ある一定の決められたピッチで開いているんですけれども、

そこに、これらのリード線を通していく。そうすると、隣同士が固定されますので、ちょっと動いたとしても、中で接触してしまっても、事故が起こるということがない。そういったことを目的とした作業になります。

その次のハンダ付け（リード線と各種小型の機器の端子部とについて行うもの）とあるんですけれども、これは我々でつくっているトランスですけれども、通常、こういう形状をしています。この黄色い部分の中に電線が巻き付けられていまして、先ほど見ていただいたこういった端子状のものに、それぞれ中から線が引き出されて、ハンダ付けされているんですけれども、ただ、これをここにぽんと置いただけでは機能しないわけですし、例えば、電気をつけたいとか、ファンを回したいとかというときは、そちらとこれを配線してあげなければいけないんですね。そのときに、先ほどのリード線みたいなものを端子の部分に接触させて、そこに、ハンダ付けを行っていく。そういった作業をここでは言っております。

次に、トランスになりますけれども、コア詰めということで、コア詰めという作業の中で、2種類書かれているんですけれども、1つは、まさにここに書かれているコアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むものがあるんですけれども、実際には、こういう形で、アルファベットのEの形とIの形をした薄い板状のコアというものがございまして、それを、実際に、空のボビンなんですけれども、実際には、ここに、先ほどの黄色いところのように電線が巻き付けられていて、コイルという完成品になったところに、これを1枚1枚、交互に、左右から入れていってあげる。1枚1枚交互になりますので、こっち側の隙間が空きますので、そこにこの薄いI型のコアを差し込んで組み込んでいくという形になります。これが48サイズというもので、あと、もう一つそこに書いてあるコアの幅が16ミリメートルで、厚みが0.35ミリとあって、まさに、このサイズになります。先ほどのものでいきますと、ここの幅が48、小さくなりますと、こうした場合、この幅が16ミリ、やっていることは同じく、EとIを交互に詰めていく。今、私は手でこうやって詰める作業をお見せしましたけれども、自動コア詰め機というものがございまして、ちょうど真ん中のところにコイルが乗っていて、両サイドに柱のようなものが立っていて、そこにこのコアが入って、ハンドルをぐるぐると回してあげると、回したスピードに合わせて、1枚ずつ交互に入っていくという作業になります。

次に、電気部品のところで足曲げというものがございまして、これもいろいろなパターンがありますので、現物とは違うんですけれども、次の印刷回路基板とほぼほぼかぶってしまうんですけれども、印刷回路基板という、こういうものが世の中には部品としてございま

して、これだけでは電氣的な機能を何も果たさなくて、ここに部品を乗せていってあげなければいけないんですけれども、その際に、最近では表面実装タイプと言って、ぽこぽこ機械で乗せていってしまうものが出てはきているんですけれども、昔ながらのものでいくと、小さくて見にくいと思うんですけれども、真ん中の部分に部品の本体がいて、両サイドに足がこういう形で伸びているものがあります。これ、このまま真っすぐだと、当然ここには乗りませんので、乗せられるように足を曲げて、こういう形でこうしてあげて、この穴に、実際にはきちんとどこの穴に差しなさいよというのは決まっているんですけれども、そういう作業をするというのが足曲げとか差しという作業になっていると思います。

概略、今回、議論のテーマになっているものはこういったものなんですけれども、我々を取り巻く業界としましては、大きく言いまして、やはり受注減と価格転嫁という課題が、今、非常に問題になっているかと思っています。受注減については、コロナ禍以降、一時期、原材料、部材の入手が非常に難しいと言われた時期がございまして、各お客様、部品を確保する、部材を確保するという目的で、かなり前倒された、場合によっては2年から3年先まで部品、部材の手配をかけていくという形をされたところが多くありました。その後、結局、想定したほど景気が上向かなかったということがありまして、結局、お客様のところで、そのとき確保した部材が在庫になって残ってしまっていて、お客様のところでの在庫がはけないと、我々のところに新しい部品の手配がかからないという状況になっていまして、この厳しい状況は、まだしばらく続くのかなという感じがしております。

あとは、状況がいろいろ変化していく中で、大手の材料メーカーさんとかは、不採算事業から撤退されたり、あるいは製品の生産を終息させたりと非常にドラスティックなことを行われますし、中小、零細規模の会社さんになると、業績悪化、後継者不足などから、結局、事業を諦めてしまうという形で、廃業、倒産されるケースが非常に多くなってきております。

結局、そうやって今まで調達していた部材が確保できなくなりますと、我々としては、新しい代替品を確保していかなければいけないんですが、従来と同じ価格では買えない、価格が数倍になってしまう。数量も今まで10個、100個で買っていたものが、1,000個買え、1万個買えという話になってしまって、これも我々の業績を圧迫する大きな原因の一つになっているのかなと思っています。

これら上がってしまった、膨らんでしまった経費、部材費について、では、どれだけ価格転嫁ができているのかというと、以前に比べれば、大分お客様のほうも門前払いというようなことはなく、お話を聞いていただけるようにはなってきたんですけれども、やはり、全てを転嫁

できているのかと言われると、まだ、ちょっとできていないのかなと。実際、お話を持っていったときに、門前払いはされないものの、結局、話は聞いてもらえるんだけど、それ以降、注文がないとか、あるいは、お願いしたことがきっかけになって、全面的な仕様変更、あるいはお客様自身その製品の生産を諦めてしまって生産中止、結果として、我々のところに注文が来なくなる、そういった厳しい状況が続いているのかなというのが我々の現状と認識しております。

以上です。

部会長

ありがとうございました。今の染谷委員からのお話につきまして、何か御質問はありますか。

はい、お願いします。

部会長代理

詳しい説明ありがとうございます。

ハンダ付けのところで、くっつけるとおっしゃってたんですけど、それも何かほかに機械も必要、手でくっつけ……、何かでくっつけるんですか。

染谷委員

ちょっと見えにくいかもしれませんが、この先端のほうの中芯線がむき出しになっていまして、それをこちらのところに、我々は「からげる」と言うんですけれども、巻き付けてあげて、あとは、ここにハンダを付けるのは、通常は、おそらく、いわゆるハンダごて、棒状のこて状になっている、高温になるこてですね、それに糸状のハンダを持ってきて、ジューというふうに手で作業されていると思います。

部会長代理

今のハンダ付けとか、あと、コア詰めのところでは機械、先ほど写真を見せてもらったと思うんですけど、ああいうのを家内労働者が自分の家でやっているというイメージなんですか、それとも、工場の中でその人たちが作業しているということなんですかね。

染谷委員

家内労働者という部分でいきますと、それらの器具を我々企業から貸し出す形で、持って行って作業をしていただいているという状態です。

部会長代理

では、やはり家にさっきみたいなものを持って行って、自分の家で家内労働者が作業しているみたいなイメージなんですかね。

染谷委員

はい、家内労働という意味ではそうです。

部会長代理

分かりました。

染谷委員 もちろん、同じ作業を、我々は自分の社内で、工程でもできるようにはなっておりますので、やっております。

部会長代理 会社の中でも。分かりました。ありがとうございます。

部会長 ほかに質問はございますか。
近藤委員、お願いします。

近藤委員 まず、御説明ありがとうございました。
まずお伺いしたいのが、作業者に、業界として、こういったトランスの業種を家内労働で頼みますよというようなケースのときに、その作業だけで依頼されるケースが多いのか、それとも、ほかの最低工賃には入らないような作業も複合的に入ったもので発注をかけていることが多いのか。例えば先ほどの穴通しも、穴を通すだけでは抜けてしまうので、あわせてハンダ付けする、テープで巻く作業があるなど、そこら辺、もし何かお分かりでしたら、発注の仕方とか委託の業種がこれだけなのか、それとも複合的なのかというのは。

染谷委員 全ての皆さんがそうかどうかはちょっと分からないんですけども、一般的には単一の作業、その作業だけを依頼していることが多いと思います。というのは、やはり我々の目の届かないところで作業されることになりますので、なるべくお願いする作業はシンプルなものの方が間違いがない。同じ作業をずっと、サイズが違うとか、ちょっと内容が違うということはあったとしても、基本、同じ作業を繰り返しやっていただくほうが品質も安定しますので、そういう出し方をされているところがほとんどではないかと思います。

近藤委員 ありがとうございます。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

矢島委員 では一つ。作業自体は、機械のオートマチックとか、いろいろある中で、これから染谷さんのお考えもいろいろあると思いますが、将来的には、この仕事というのはどんどん減ってしまうという形なのでしょうか。あるいは手作業でなければ絶対に駄目な仕事なののでしょうか。

染谷委員 基本的には、我々がこの業界で仕事をしていく以上は、やはり、なくなってもらっては困るものだと思います。ただ、では、それだけ

の仕事量が確保できるのかと言われると、皆さんも御存じのとおり、今、製造業について言えば、大量に同じものをつくり続けるという仕事は、どちらかといえば海外に移転されていて、国内は多品種少量で、ちょっと難易度の高いものが残っていくという傾向があると思っていますので、そうすると、いわゆる内職さんというところをお願いする仕事の量と内容がちょっと少なくなってくるのかなと思います。というのは、では、これ、一遍に100個つくってください、500個つくってくださいということをお願いするのであれば、同じ作業をずっと100個分繰り返せばいいんですけれども、5個ですよ、10個ですよ、そういうのをかき集めてお願いするというと、作業者の方も混乱されてしまうので、そうすると、5個、10個であれば社内でやってしまうかという考え方も出てくるのかなとは思っています。

矢島委員 ありがとうございます。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

西牧委員 すみません、よろしいですか。

部会長 はい、お願いします。

西牧委員 先ほど、価格転嫁のお話をされていて、大変厳しい状況と感じました。実際に、何割という回答で構わないので、価格転嫁を認めている企業はどのくらいありますか。我々の業界でも、多くの企業は価格転嫁のパートナーシップ構築宣言をしています。ただ、実際に、価格転嫁の交渉をしていないところもあるという話は聞いていますので、大体どのくらいの割合なのか教えてください。

染谷委員 正直にお答えすると、例えば平成18年当時のものと比べて今の価格がどうかという形で言われると、ほぼほぼ全てのお客様が価格改定は認めていただけていると思っています。ただ、それがやはりある程度、我々が材料を購入する、あるいは経費が上がった時のタイミングと完全にリンクしているわけでもありませんし、タイミングがずらされたり、あるいは満額認めていただけない場合があったりとか。

もう一つは、例えば、5年ぶり、10年ぶりに1回ぽこんと価格が上がりました、価格改定してください、分かりましたということは、ある程度のお客様は認めていただけるんですけれども、ここ最近の傾向を見ていると、上がり続ける状況が継続しているんですね。ですから、我々も、結局、ある程度の時間をかけてお客様に価格改定をお願いして、認めていただいても、その価格交渉が終わった後、直後とい

うか、その時点で既にまた別のものの材料費、経費が上がっているという状態が繰り返されるので、今後、また我々は時期を見て、お客様に価格改定をお願いする。ここ数年、それがずっと繰り返されてしまっていて、本当にお客様としても、もうこれ以上は限界だということで、先ほど申し上げたとおり、拒否はされないんですけども、結果的に、そういえば、その後、注文が来ないよねとか、あるいは、お客様自身が、ここまで値段が上がってしまうと、製品として成り立たないので、生産中止にしようということで、価格改定は認めてくれてはいても、結局、注文につながらないというケースが増えてきたのかなと感じています。

西牧委員 ありがとうございます。

部会長 ほかにかがでしょうか。

近藤委員 今のに関連して。

部会長 はい。

近藤委員 今回のような家内労働としては、例えば手で持つファン、扇風機とか、ああいう比較的ちょっと大ぶりの製品は電子回路がちょっと大きめのもので、マウンターとか使う必要はないような製品が多いのかなというイメージがあるのですが、基本的に、発注元は大手が多いのか、小さい規模の相手先に納入することが多いのか。それと、あとは国内、海外の割合はどうかというのがもし分かれば。相手先によって価格転嫁のしやすさが変わらな思っているまして、特に海外先の割合は少ないのではないかと想像しているのですが、多かつたらより価格転嫁が難しくなるという認識をしています。

染谷委員 弊社に限って言えば、海外とのお客様とやり取りしているということは、現状は直接の取引はないです。もしあったとしても、どこかのお客様を経由して出ていっている場合はあるかもしれないんですが、直接はないです。あと、大手さんと中規模の会社さんと比率的にはどちらが多いのかと言われると、なかなか大手のメーカーさんと直接お仕事、お取引ができないことが多くて、間に商社さんが入ってしまったり、あるいはエンドユーザーさんは大手なんですけれども、そこが中堅どころの組立てメーカーさんに注文を出して、そちらから我々が注文をいただくというケースも非常に多いので、ただ、金額的に言うと、それでもやはり大手さんのほうが若干多いのかなという感じはしております。エンドユーザーさんが大手さんになる。いわゆる中堅ど

ころですとかベンチャーさんとかと言われている会社さんから直接いただく注文も、もちろん、たくさんあるにはあるんですけど。

近藤委員

なるほど。ありがとうございます。いろいろ聞けて。

部会長

ほかにいかがでしょうか。

私からも、よろしいですか。的を射ない質問かもしれませんが、最低工賃を基準にすることはありませんか。お客様との部品の交渉のときに、最低工賃の金額を参考にするのか、それとも、部品に必要な部材の価格高騰をふまえて1個1個の価格の交渉がなされているのか。どのような原価が価格の交渉に影響を及ぼしているのか、イメージが湧かなくて、最低工賃との兼ね合いからお話いただけるとありがたいです。

染谷委員

以前は、要するに製品の価格ってどういうところで決まってくるかというと、御存じだと思うんですけども、材料費と加工賃をプラスしたものに、我々の経費なり利益なりを乗せて決めていくんですけども、以前はどちらかというと、業界全体の風潮として、材料が上がるのは仕方がないよね。工賃が上がるというのは、それは熟練することで、結局、工賃というのは単価掛ける時間なので、単価が上がれば時間を短くしなさい、それは企業努力で吸収しなさいということで、材料費のアップしか認めていただけないケースが多かった。これが最近の状況というよりは、ずっと10年、20年以前のお話。

最近では、やはり原材料費だけではなくて、加工費、人件費ですとか、いろいろな経費が上がっていく中では、やはりそれもお願ひしていかざるを得ないということで、一応参考にとというか、一応いつの時点で改定していただいた、設定した価格から、今の最低賃金がこれだけ上がっています、最低工賃がこれだけ上がっています、だから、材料費がこれだけ上がりました、加工費がこれだけ上がりました、なので、これだけの価格改定をお願いしたいという形で依頼するようにはしております。

部会長

現状としては、約20年間、最低工賃の改定がありませんでした。そうすると、やはり参考値として用いられるのは最低賃金になるのですか。

染谷委員

最低賃金、そうですね。ただ、我々としては、やはり最低賃金が上がっていく中で、実際の作業の方にお願ひする場合には、18年以降、一切改定を認めていないわけではなくて、何回かのタイミングで工賃の引上げは行っておりますので、一応その辺は反映させているつもり

ではいます。

部会長 要するに委託業者と労働者の関係の中で個別に行われているものなのですか。

染谷委員 はい。

部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
よろしいでしょうかね。

それでは、業界に関して共通認識ができたかと思います。ここから先は、電気機械器具製造業最低工賃の改定に向けた、それぞれのお立場の考え方について、お伺いしたいと思います。

最初は、家内労働者側からお願いします。

矢島委員 こちらのほうは、工賃の設定状況の資料18を一応鑑みまして、消費者物価指数あるいは最低賃金の現在の上昇率から比べまして、消費者物価指数の28%のライン、こちらを基準で考えているというのが労側の結論というか、意見となります。特に、頻繁に購入する品目ということではいくと28%。それと、連合の春闘の要求の5%、こちらのほうも鑑みますと、この28%を超える金額は望ましいのかなと考えております。ただ、いろいろ考えてみると、この青い線のグラフの中が真ん中よりも上なので、非常に厳しいかなとは思いますが、要求のポイントとすると、そのような形で考えております。

以上です。

部会長 ありがとうございます。
近藤委員、西牧委員、補足説明はございますか。

近藤委員 では。1点。今、家内労働者側で事前にちょっと話をして、やはりポイントとしては、最低賃金と同じく、セーフティーネットというか、最低限の工賃を保障するという考えがあるということを踏まえたと、先ほど染谷委員からもお話いただきましたが、会社が苦しい、我々電気業界、今、非常に在庫調整で苦しんでいる企業が多いのは重々承知ですが、ただ、物価上昇の中で、やはり働いている人も生活に苦しんでいて、特に、正社員であれば労務費という形で価格転嫁がしやすいのですが、家内労働ですと委託という形になるので、やはりこういった工賃の設定というのは、他の正社員以上に重要なのではないかなと思いますと、やはりここは、消費者物価指数は最大限意識しないといけないというのが、まず、大きな考え方の一つとなります。もちろん望めるのであれば、最低工賃の中で電気という特質を持って

いる業種の一つでもありますので、できれば、そちらの数字にも近づけていきたいというの、電気業界としては、やはりそういう考えがあるというの、併せてお伝えをさせていただきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。西牧委員、いかがですか。

西牧委員 大丈夫です。

部会長 何か質問はありますか。
廣澤委員、いかがですか。

廣澤委員 委託者側としては、当然のことながら消費者物価が上がっていることは意識する必要があると思っています。ただ、その一方で、平成18年以来の引上げなので、その間に、先ほどご説明いただいた染谷さんのような会社がどれだけ利益を積み重ねてきているのかといえ、実はそうでもないのかなと思います。確かに、あるべき姿は頻繁に購入する品目の数字だと思いますが、平成18年からの期間の長さを鑑みて、15.9%で引上げをご検討いただけないかと考えております。

部会長 ありがとうございます。
加藤委員、いかがですか。

加藤委員 企業としても非常に厳しい状況にあるという説明がありましたので、企業側の支払能力というの、加味しなくてはいけないと思っています。一方で、やはり生活ができないということも、これはあってはならないことだと思いますので、客観的に、これまで使われていた消費者物価指数の上昇率を使うというのがいいと思っております、廣澤委員と同じ意見です。

部会長 ありがとうございます。
染谷委員、いかがでしょうか。

染谷委員 はい、同じ意見でお願いします。

部会長 ありがとうございます。
いかがでしょうか、御質問ありますか。公益委員のお二人もいかがでしょうか。

現在のところ、家内労働者側が28%の引上げ、委託者側は15.9%の引上げということで、開きがございまして、ですので、個別協議に移って、金額の検討をしていきたいと思っております。実際、

金額といいましても、幾つかの論点があります。第1は引上げ率です。工程は複数ありますので、一律で認めるのか、工程ごとに決めていくのかを検討する必要があります。第2に、公示の金額、現在は銭単位で行われていますが、円単位に切り替えるのか否かです。第3は、端数処理です。これまで切上げというのが慣例だったように記憶しておりますけれども、それ以外にも、切捨てですとか、四捨五入という選択肢もございます。これらの観点からも議論させていただきたいと思っています。

加えて、発効日も、法定どおりにするのか、指定日発効にするのかというところも検討の材料ですので、この点もよろしくお願いいたします。

それでは、個別協議に移りたいと思いますので、一旦、部会は休会いたします。

休会（個別協議）

部会長

それでは、部会を再開します。

委員の皆様には、円滑な結論の取りまとめに御協力いただきまして、感謝申し上げます。

個別協議の内容ですが、家内労働者側の主張は、同じ産業で特低最低賃金がありますので、その引上率を考慮した議論をしたいところがありました。しかし、産業の動向を見ますと、人手不足や価格転嫁の課題がありますので、頻繁に購入する品目を含む中分類のさいたま市の消費者物価指数のデータに基づいた28%とが引き上げ率の根拠になりうるということで示されました。

これに対して委託業者側は、長らく最低賃金の議論の際に用いられていた持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数である上昇率15.9%を根拠に、引上率の提示がなされました。

双方の提示の引上率に開きがありましたので、譲歩できないか、お考えいただきました。双方とも最低賃金の引上げをある程度考慮した上で、最低工賃の引上げ率を決めることが必要であるという考え方は合致しました。やはり19年ぶりの改定ということで、どうしても引上率が高くなってしまふ点を考慮する必要がありました。と、お互い歩み寄りながらも、少しでも最低工賃の工程に関わっている多くの労働者の賃金アップにつながる25%の引上率で今回は合意いたしました。簡単な説明になりますので、家内労働者側から何か補足の説明がありましたら、お願いできませんか。

近藤委員

まず、今回の審議に当たって、結果としては先ほど25%ということですが、まず、物価上昇を大きく配慮いただいたこと、さら

に、今まで使っていた消費者物価指数より上乘せということも検討していただき、感謝しております。

ただ、家内労働者側としては、やはり、額を同じにしろとは言いませんが、せめて伸び率については、できる限り最低賃金と合わせていきたいという思いがあります。

ただ、委託側がおっしゃっておいりました19年ぶりということも配慮して、今回はこういったところで折り合いがつけられたとは思っておりますが、ただ、今回だけでなく、次回、またこういった改定の見直しがあったときには、やはり今回の結果も少し踏まえながら、最低賃金の引上げになるべく近づけていくというような考えで家内労働者側としては論議をぜひお願いしたいと思っておりますので、引き続き、家内労働の進捗についてお互い注視しながら見守っていきながら、今後も論議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。委託者代表委員からも補足をお願いできますでしょうか。

廣澤委員 最低賃金についてでいいんですか。

部会長 そうですね。

廣澤委員 委託者側としても、当然、最低賃金の引上げは意識するし、ここに反映されていくべきものと思っております。ただ、こちらの見直しが数年に一回の頻度であったり、最低賃金もその都度、重視される根拠が変わるところがありますので、直近の状況をしっかり踏まえて、適切な判断をしていくべきと思っています。また、できるだけ均衡の意識も持ち、取り組んでまいりたいと思います。

 以上です。

部会長 ありがとうございます。それぞれの御主張がある中で、埼玉県電気機会器具製造業最低工賃について、全ての工程・規格において引上率を25%とし、1銭未満を切上げとする結論に至ったということによってよろしいでしょうか。

 (「異議なし」の声あり)

部会長 それでは、採決に入ります。

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃を結論のとおり改正し、その発効日を法定どおりとすることについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
事務局は、部会長報告書（案）を配付してください。

部会長 それでは、部会長報告（案）について、事務局から読み上げをお願いいたします。

専門監督官 (部会長報告（案）読み上げ)

部会長 ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。
原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出いたします。

本最低工賃専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規程第12条に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とされているため、答申文を準備いたします。

では、準備をお願いいたします。

部会長 事務局から、答申（案）の読み上げをお願いいたします。

専門監督官 (答申（案）読み上げ)

部会長 ただいま事務局から答申（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長 原案どおり承認されましたので、(案)を消していただき、これで答申することといたします。

(部会長から労働基準部長に答申文手交)

労働基準部長 ただいま、全会一致で答申をいただきました。本当にありがとうございました。

冒頭申し上げましたとおり、今日は本当に難しい点が多くある中で、また、時間的にもタイトなスケジュールの中で真摯に御議論いただき結論を出していただきましたこと、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

今後、事務局といたしましては、法定発効に向けて事務処理を進めてまいりますので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

部会長

議事4はその他ですが、委員の先生方から何かございますか。特にございませんでしょうか。

事務局からは何かありますか。

賃金室長

今後の予定について御説明いたします。

本日、答申をいただきましたので、この後、異議申出の公示を行います。公示期間は令和7年3月19日水曜日までとし、異議申出があった場合は異議審を開催し、再度、審議を行います。異議申出がなかった場合は、速やかに官報公示を行い、公示から30日経過後に効力が発生いたします。異議がなかった場合は、3月19日以降、皆様にメールでお知らせいたします。

以上です。

部会長

以上をもちまして、本日の埼玉県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を閉会します。どうもありがとうございました。

— 了 —